西ドイツ年金制度の現状と展望

石 本 忠 義

I 年金制度の現状と沿革

1. 年金制度の現状

西ドイツの年金制度は，第2次大戦後の驚異的な経済発展を背景に著しく拡充されてきたが，他方人口の老齢化が進み(65歳以上人口は1950年9.4%であったが，1978年15.1%)，年金受給者と被保険者の比率が1：2という「年金の山(Rentenberg)」[1]に到達し，石油危機後の経済停滞，失業者の増大等を背景に厳しい財政問題に直面している。

1960年代の各種の給付改善に続いて，1972年の第2次年金改革により自由業者や主婦等に対する適用拡大，給付水準の引上げ，弾力的受給年齢の導入（加入期間35年以上の場合は63歳から受給可能）など大幅な拡充が行なわれ，受給者の増加とともに年金保険の支出は増大の一途をたどってきた。他方，高度成長を続けてきた経済は，1975年以降低成長を余儀なくされ，賃金上昇率の低下や連邦歳入増加率の低下により年金保険の収入の伸びは低下してきた。このため1977年に第20次年金調整法により①年金保険の完全財政調整，②年金算定要素である全被保険者の平均賃金（一般算定基礎）の期間変更，③年金調整時期の変更(6ヵ月遅らせること)などの措置がとられたのに続いて，1978年に主として支出抑制を目的とした第21次年金調整法により①1979年から81年までの年金自動調整の中止と調整率（引上げ率）の法定化，②1981年からの保険料の引上げ，③重度廃疾者の受給年齢の段階的繰上げ，などの措置が講じられた。

これにより年金保険の支出の伸びはかなり低くなり，当面年金保険財政の危機は避けられるとみられている。政府の1979年の年金調整報告は，これらの一連の措置が進められ，特別の情況変化がないかぎり，年金保険財政は1993年までほぼ安定的に推移するであろうと予測している。しかし，この見通しについては，今後の経済成長率や賃金上昇率についての見解の違いから否定的な意見もあり，年金保険財政のゆくえは今後楽観を許さないといえる。

一方，こうした年金制度の現状のもとで年金水準は着実に上昇しており，年金受給者の生活は一般的にはかなり安定したものになっている。これは，1972年以降目標とされていた「一定の年金水準の保障」(1979年以降総報酬額の50%以上）が1977年にすでに達成されたためである。もちろん，年金受給者世帯の家計費水準は一般勤労者世帯のそれに比べて低く，また年金額も受給者間に著しい格差があるが，これまで賃金上昇率に応じて年金は順調に引き上げられてきている。

2. 年金制度の沿革

西ドイツにおける年金制度に関する立法は，1889年の廃疾老齢保険法に始まる。その後，1911年のライヒ保険法[2]（第4編労働者年金保険に関する規定)，同年の職員保険法[3]，1923年のライヒ鉱夫組合法[4]，1957年の農業者老齢扶助法[5]，1960

1) 早くから1979年ごろが「年金の山」とみられていたが，1978年度の社会諮問委員会による「年金調整報告」では，人口構成の老齢化はもっと進むことが予想されており，1979年現在被保険者100に対して年金受給者61であるのが，2000年には70の割合になると予測されている。すなわち，これまでの人口構成の変化の予測が修正されたとみてよい。

2) Reichsversicherungsordnung—RVO.
3) Angestelltenversicherungsgesetz.
4) Reichsknappschaftsgesetz.
5) Gesetz über eine Altershilfe für Landwirte.

年の手工業者保険法[6]などの制定により年金制度の法的整備が行なわれた。戦時中ナチス政権下において年金保険は軍事費調達機構と化し，著しく後退したが，戦後社会保険適合法（1949年）や社会保険自治復活法（1951年）が制定され，年金など社会保険給付の物価・賃金への適合（いわゆるスライド）や年金保険など社会保険の運営の自治（労使による自治管理）の復活が行なわれた。その後，1957年に年金保険の給付改善と財政方式の変更を内容とした第1次年金改革が行なわれ，年金制度拡充の第一歩が踏み出された。これに続いて1959年以降賃金の上昇率に応じて年金の自動調整が開始され，また1960年代に入って適用対象者の範囲の拡大と給付の改善が行なわれた。

1970年代には1972年の年金改正法により適用対象者の範囲の一層の拡大，給付改善，弾力的受給年齢の導入などを内容とする第2次年金改革が実施された。そして1975年には障害者社会保険法[7]により障害者に対する年金保険の適用拡大が行なわれた。また，一般被用者を対象とする年金保険の拡充に準じて公務員や戦争犠牲者等の年金制度も改善拡充された。

しかし，1970年代の後半年金保険の支出の増大と収入の伸び悩みにより厳しい財政状況になり，1977年の第20次年金調整法と1978年の第21次年金調整法により年金保険財政対策，支出増大抑制，年金自動調整の中止など，これまでの年金制度の政策の方向を修正する各種の措置がとられるに至った。これにより年金制度は新しい段階に入った。

もちろんこれらの措置のなかには，重度廃疾者の年金受給年齢を1979年に62歳から61歳に，また1980年に61歳から60歳にすることも含まれている。また，婦人の社会保障(主として年金制度)の改善について検討が進められているが，1979年に婦人の社会保障に関する新しい規定を検討している委員会から報告書が提出された。これに基づき1984年までに立法化が行なわれることになっている。

6) Handwerker versicherungsgesetz.
7) Gesetz über die Sozialversicherung für Behinderter.

II 年金制度の体系

1. 年金保険関係法規

年金保険関係法規としてつぎのような法規がある。これらの法規は，現行の年金保険制度の根拠法である。

① ライヒ保険法第4編（1911年7月19日）—労働者年金保険
② ライヒ鉱山従業者組合法（1923年6月23日），連邦鉱山従業者組合設置法（1969年7月28日）——鉱山従業者年金保険
③ 外国人年金法（1960年2月25日）
④ 手工業者保険法（1960年9月8日）——手工業者保険（年金保険）
⑤ 職員保険法（1911年12月26日）——職員保険（年金保険）
⑥ 煙突掃除夫法（1969年9月15日）
⑦ 障害者社会保険に関する法律（1975年5月7日）
⑧ 農業者老齢扶助に関する法律（1957年7月27日）——農業者老齢扶助
⑨ 連邦公務員法（1957年7月1日，1971年7月17日），連邦給与法（1957年7月27日，1971年7月17日）——公務員年金（恩給）

これらの法規のうち，年金保険の全被保険者数の約40%を占める労働者を対象とした労働者年金保険について規定したライヒ保険法第4編(「労働者年金保険」)が最も重要な位置を占めている。職員保険法は，いわゆるホワイトカラーを対象とした職員年金保険について規定したものであるが，その規定の内容は労働者年金保険のそれとほぼ同じである。

2. 年金保険制度の概要

現行の年金保険制度は，上記の各種法律に基づいており，ライヒ保険法をはじめとする年金保険関係の法律規定が具体的に具現化されたものである。したがって，年金保険制度の概要を知ることは，年金保険関係法規がどのように具体化されているかをみるうえにきわめて意味がある。

ここではこうした観点から，現行の年金保険制

度の概要を解説する。

西ドイツの社会保障制度は，年金保険，疾病保険，災害保険，失業保険，失業扶助，雇用促進，職業訓練，児童手当，母性保護，戦争犠牲者援護，保護，社会扶助，青少年扶助，負担調整，公衆保健，医療制度，恩給などの諸制度から成っている。

年金保険として労働者年金保険，職員保険，鉱山従業者年金保険，手工業者保険および農業者老齢扶助がある。農業者老齢扶助を除き，いずれも老齢年金，廃疾年金，遺族年金，治療，リハビリテーション給付を支給する。農業者老齢扶助は，老齢，治療，リハビリテーション給付および農地譲渡年金を支給する。

年金の受給要件は制度によって異なる。労働者年金保険および職員保険の場合，老齢年金は被保険者期間35年以上で63歳（1980年から廃疾者は60歳）から，被保険者期間15年以上で65歳から支給される。鉱山従業者年金保険の場合，一般被保険者に対する老齢年金は労働者，職員年金保険の場合と同じ条件で支給されるが，坑内作業員に対する鉱山従業者年金は被保険者期間25年以上で60歳から，また坑内作業員に対する鉱夫年金は労働能力が減退した場合に被保険者期間25年以上で50歳から支給される。手工業者保険の場合，老齢年金は労働者年金保険の場合と同じ条件で支給される。農業者老齢扶助の場合，老齢手当は拠出期間15年以上で65歳（寡婦は60歳）から支給される。

各制度とも対象者の大部分を強制加入者（加入義務者）としているが，一定の要件を満たす者については加入義務を免除したり，任意加入，任意高額保険加入を認めている。1978年4月現在の各制度の加入者数は，職員保険が1,161万人，労働者年金保険が1,458万人，鉱山従業者年金保険が28万人，農民老齢扶助が65万人，手工業者保険が11万人である。また連邦・州保険事務所，連邦鉄道員保険事務所およびドイツ連邦郵便局保険事務所による補足年金保険の加入者は合計172万人である。これらの加入者の対労働力人口比は91%である。

各制度の保険料(額)は，労働者年金保険および職員保険の場合基本賃金の18%（労使折半），鉱山従業者年金保険の場合基本賃金の23.5%（使用者15.0%，被用者8.5%），農業者老齢扶助の場合月額66マルク(1979年)，手工業者保険の場合月額374マルク（1979年）である。

年金保険の財源は，保険料（拠出金）と国庫補助金であるが，大部分保険料である。国庫補助は，労働者年金保険および職員保険の給付以外の部分，鉱山従業者年金保険および手工業者保険の給付部分，農業者老齢扶助の年間収支の赤字部分について行なわれる。

年金保険の財政方式は賦課方式である。1957年の年金改革の際，ビスマルク以来60年の伝統をもつ積立方式が賦課方式に改められた。なお，現在労働者年金保険と職員保険との間においては，財政調整が行なわれている。

労働者年金保険，職員保険，鉱山従業者年金保険の老齢年金は次の算式によって計算される。

$$R=(P\times B/100)\times(J\times S_t)$$

R＝年金額，P＝個人算定基礎の一般算定基礎に対する比率，B＝一般算定基礎（1979年21,068マルク），J＝被保険者期間，S_t＝被保険者期間に対する加算率（1.5%）

年金水準は，労働者年金保険および職員保険の場合，老齢年金で，総報酬額（月額）の51.7%(1,134.10マルク）である。これは1978年における既裁定年金（65歳で被保険者期間45年）の平均である。鉱山従業者年金保険の平均年金額は，1978年において月額1,370マルクである。農業者老齢扶助の老齢手当は，1978年において月額398マルク（夫婦の場合）と265.60マルク（単身者の場合）である。

年金は1977年まで毎年自動的に引き上げられてきた。すなわち，既裁定年金は一般算定基礎(過去3年間の全被保険者の平均賃金。労働者，職員，鉱山従業者のそれぞれについて毎年政府によって定められる）の上昇率を基準とした年金調整によって引き上げられてきた。また，その引き上げ率は災害保険や戦争犠牲者援護等の既裁定年金にも適用されていた。しかし，年金保険財政の事情により年金保険の支出をできるだけ抑えなければならな

くなり，1978年の第21次年金調整法によりスライド制が中止され，1979年4.5%，80年4.0%，81年4.0%の引き上げとすることが定められた。また，年金調整は，労働者年金保険，鉱山従業者年金保険および手工業者保険の場合毎年7月1日，農業者老齢扶助の場合6ヵ月後の毎年1月1日に行なわれていたが，前者について調整時期を6ヵ月遅らせ，すべて毎年1月1日に行なわれることになった。したがって，労働者年金保険等の1977年の次の年金調整は1979年1月1日であった[8]。

年金保険の運営機関（保険者）は，労働者年金保険については州保険事務所（18ヵ所），連邦鉄道員保険事務所（1ヵ所），海員金庫（1ヵ所），職員保険については連邦保険事務所（1ヵ所），鉱山従業者年金保険については連邦鉱山従業者組合（1ヵ所），手工業者保険については州保険事務所(18ヵ所)，農業者老齢扶助については農業老齢金庫（19ヵ所）である。

なお，以上の制度のほかに，公務員恩給，戦争犠牲者援護，負担調整，自由業者老齢保障，ナチス迫害者援護等のもとでの年金制度がある。

表 1　人口構成の推移（各年末現在）

（単位：%）

年齢階層	1950年	1961年	1970年	1974年	1977年
6歳未満	8.1	9.4	9.5	7.1	6.0
6～15	15.2	12.3	13.7	14.7	14.0
15～18	4.5	3.6	3.9	4.4	4.9
18～21	4.2	4.6	4.0	4.1	4.5
21～45	34.1	32.6	33.0	33.5	33.8
45～60	19.9	20.7	16.6	16.1	17.4
60～65	4.6	5.7	6.1	5.7	4.4
65歳以上	9.4	11.1	13.2	14.3	15.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料） Statistisches Jahrbuch 1976, 1979.

表 2　年金受給件数の推移

（単位：1,000件）

年月日現在	労働者年金保険	職員年金保険	鉱山従業者年金保険
1970. 7. 1	6,793	2,483	746
1971. 7. 1	6,996	2,588	749
1972. 7. 1	7,171	2,667	720
1973. 7. 1	7,328	2,751	731
1974. 7. 1	7,617	2,885	735
1975. 7. 1	7,867	3,040	728
1976. 7. 1	8,050	3,254	721
1977.12.31	8,295	3,487	726
1978.12.31	8,365	3,612	732

（資料） Verband Deutscher Rentenversicherungsträger, Geschäftsbericht 1976.
Statistisches Jahrbuch 1979.

III　年金保険の財政問題

1.　年金保険財政の状況

人口の老齢化とともに年金受給者数は年々増加している。すなわち，1950年にすでに現在わが国の65歳以上人口比率よりも高かった西ドイツの老齢人口比率は，約30年間に5ポイント上昇し，いまや典型的な高齢化社会の到来となっている（表1）。これにともない年金保険の年金受給者数は毎年のように増加している（表2）。そのため年金保険の支出は，きわめて高い増加率を示しており，収入の増加率を上回っている（表3）。とくに1975年までの増加率が著しい。

こうしたことから年金保険財政は，各年の収支

表 3　労働者年金保険・職員年金保険の収入支出の推移

（単位：100万マルク・%）

年	保険料収入		連邦補助金		年金支出		年金受給者疾病保険費用分	
1972	54,947	—	9,711	—	47,220	—	7,017	—
1973	65,117	+18.5	8,314	−14.4	55,250	+17.0	8,295	+18.2
1974	72,099	+10.7	12,026	+44.6	64,254	+16.3	10,018	+20.8
1975	76,262	+ 5.8	13,360	+11.1	72,832	+13.4	12,367	+23.4
1976	82,653	+ 8.4	14,830	+11.0	82,990	+13.9	14,700	+18.9
1977	87,458	+ 5.8	16,661	+12.3	93,160	+12.2	14,047	− 4.4
1978	90,810	+ 3.8	18,092	+ 8.6	99,310	+ 6.6	…	…

（資料） 表2と同じ。

8) 1970年以降の年金調整率は，70年1月1日6.35%，71年1月1日 5.5%，72年7月1日 9.5%，73年7月1日11.35%，74年7月1日11.2%，75年7月1日 11.1%，76年7月1日11.0%，77年7月1日9.9% である。

表 4 労働者年金保険・職員年金保険の積立金の推移 (単位：100万マルク)

年末現在	労働者年金保険	職員年金保険	計
1971	9,948	19,511	29,459
1972	9,375	25,239	34,614
1973	8,416	31,639	40,055
1974	6,474	37,868	44,342
1975	7,001	35,978	42,979
1976	6,744	29,042	35,786

(資料) 表2と同じ。

残がほとんどないか，または赤字で，各年の収支残の繰越金である積立金は増加しないでむしろ減少傾向にある(表4)。また，支出の増大に対応して保険料率も1967年14%，1968年15%，1969年16%，1970年17%，1973年18%と引き上げられてきている。

1970年代後半からの年金保険財政の悪化，被保険者の保険料負担の増大は，長期化する経済停滞のもとで年金保険制度の危機を思わせ，先きゆきの不安が高まったことから，1977年7月以降抜本的な財源対策と支出抑制策がとられることとなった。

2. 年金保険財政問題に対する対策と効果

年金保険の支出の増大に応じて保険料も逐次引き上げられてきたが，保険料率もほぼ限界に近いとの判断から，財政調整等による財源対策と年金自動調整の一時中止等による支出増大抑制が行なわれることになった。これらは，主として1977年の第20次年金調整法と1978年の第21次年金調整法によって行なわれてきているが，一連の雇用促進施策によっても側面的に行なわれている。政府の推計（1977年の連邦労働省の改正解説書 Eine stabile Rentenversicherung und einc gesunde Krankenversicherung）によれば，かりに就業者が20万人増えることによって約10億マルクの収入増となり，また賃金が1%上昇することによって約10億マルクの収入増となり，さらに年金受給件数が1%減ることによって約10億マルクの支出減になるとされている。そこで雇用促進によって就業者を増やし，年金保険の収入増加を図るとともに，60歳以上の失業者（60歳以上で1年以上失業している者は60歳から年金を受けることができる）を減らし，また65歳以上の就業者の増加を図り，年金保険の支出の増大をできるだけ抑えるための努力が行なわれている。

1977年の第20次年金調整法による措置は，①年金調整時期の半年繰下げ，②一般算定基礎の算定基準の変更（直近過去3年間へ），③児童加算額の固定化，④高額保険料の廃止（1982年末までに），⑤任意加入の最低保険料の段階的引き上げ，⑥失業者の保険料の納付義務化（連邦労働公社が負担），⑦職業リハビリテーション給付の失業保険への移管，⑧支払準備金を年金給付費の3ヵ月分から1ヵ月分に短縮，⑨準備金の完全流動性を図るとともに，年金保険の保険者間で自己の支払能力を損わない範囲内において，相互に流動資産の調整（財政調整）によってその支払能力を保障すること，⑩年金保険から年金受給者疾病保険への繰入れ保険料の変更（年金支払総額の17%から11.7%へ），⑪一定の要件（年金申請時に就職してから半分以上の期間疾病保険に加入していること）を満たさない者の疾病保険保険料の納付義務化（年金保険からその者の年金額の11%を補助）などである。これらの措置は，同じ時期に行なわれた疾病保険費用抑制法（1977年7月1日施行）による疾病保険の財源対策および支出抑制策と並んで社会保険の強力な財政対策となった。また，これらの措置に続く1978年の第21次年金調整法による措置は，①1979年から1981年まで年金の自動調整を中止し，1979年4.5%，1980年4.0%，1981年4.0%引き上げること，②1981年に保険料率を18.0%から18.5%に引き上げること，③1982年から年金受給者に所得（年金とその他の収入）に応じた疾病保険の保険料を納付させること，④重度廃疾者の年金受給年齢の段階的繰上げ（62歳から61歳，60歳へ），⑤1982年から年金自動調整の再開などである。

これらの措置によって年金保険の支出の増加率は低下してきており，また準備金も増えつつある。すなわち，年金保険（労働者年金保険，職員保険，鉱山従業者年金保険）の支出の増加率は1977年8.7%，1978年3.8%であり，また準備金は17億

マルク増えている。これにより年金保険財政は好転しつつあるとみられている。

IV　年金水準と年金受給者の状況

1. 年金水準

既裁定年金の調整（引き上げ）は，毎年政府によって国会に提出される「年金調整に関する年次報告」に基づいて「年金調整に関する法律」によって行なわれる。1979年までに22次にわたる年金調整が行なわれている。モデル年金は，すでに述べたように総報酬額（税引前の報酬額）の50%を超えており，毎年の年金調整によってこの水準が維持されるようにされている。

1972年の第2次年金改革により，年金算定の基礎となる自己の報酬が全被保険者の平均所得の75%を下回る場合には，その75%の所得を自らの所得とみなすという報酬最低保障制が導入されたことにより，平均的な所得の者が受給する年金額の75%が最低年金額となっている。また，63歳から65歳（重度廃疾者は60歳から65歳）までに老齢年金を受給する者の年金額（月額）は11,000マルクまで，60歳から62歳までに老齢年金を受給する者の年金額（月額）は425マルクまで減額されない。

ところで実際に支払われた年金額（月額）の状況をみると，表5のとおり年々上昇してきているが，男女，職種，受給年齢，年金の種類などによって年金額に著しい差がみられる。とくに労働者年金保険における男女間の年金額の差は大きい。両制度間の年金額の差は，男女ともかなり大きく，労働者年金保険の年金額は職員年金保険のそれの60〜80%である。しかし，年金額は着実に上昇しており，1972〜79年においてほぼ2倍近くになっている。

2. 年金受給者の状況

全年金受給者（廃疾年金受給者を含む）のうち，男子の場合約60%が65歳から，また女子の場合約40%が65歳から老齢年金を受給している。女子の場合60歳から受給している者もかなり多い（労働者年金保険の場合22%，職員年金保険の場合35%）。男子の場合63歳から受給している者は，労働者年金保険の場合15%，職員年金保険の場合18%である。また，年金額（月額）が1,000マル

表 5　労働者年金保険・職員年金保険の平均老齢年金額（月額）の推移

（単位：マルク）

区分			1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1979年
労働者年金保険	男子	満65歳到達	544.6	672.0	746.5	823.7	905.7	983.4	1,013.3
		60歳で失業	599.7	732.6	821.9	913.9	1,015.6	1,117.1	1,169.1
		62歳で廃疾	—	773.1	831.5	929.5	1,034.8	1,141.4	1,198.0
		63歳で35年加入	—	839.3	924.4	1,019.8	1,125.2	1,227.8	1,280.6
	女子	満65歳到達	198.6	256.3	279.0	302.1	326.8	350.5	354.9
		60歳で失業	234.2	285.1	312.7	340.3	366.8	393.3	405.5
		60歳で主婦	644.3	356.9	400.0	441.1	485.9	530.8	552.3
		62歳で廃疾	—	402.0	484.2	523.8	569.5	613.1	645.0
		63歳で35年加入	—	422.6	465.8	514.0	560.8	604.7	628.4
職員年金保険	男子	満65歳到達	823.3	1,000.9	1,099.2	1,204.7	1,317.7	1,424.5	1,458.4
		60歳で失業	837.4	1,018.2	1,125.9	1,239.9	1,361.9	1,475.2	1,518.2
		62歳で廃疾	—	1,010.2	1,087.9	1,194.8	1,323.2	1,446.2	1,507.4
		63歳で35年加入	—	1,110.0	1,199.2	1,319.7	1,449.6	1,573.9	1,631.2
	女子	満65歳到達	381.8	474.5	509.5	546.0	584.0	619.2	616.6
		60歳で失業	412.8	480.4	524.7	563.2	585.6	600.8	593.8
		60歳で主婦	508.2	606.4	665.7	725.9	793.8	861.2	888.2
		62歳で廃疾	—	529.2	647.6	732.7	802.6	886.3	925.8
		63歳で35年加入	—	694.5	704.6	780.2	849.2	915.6	949.7

（注）1972年と1979年は1月1日現在，他の年は7月1日現在のものである。
（資料）Bundesarbeitsblatt 12/1979, S. 130—131.

表 6 一般勤労者世帯と年金・社会扶助受給者世帯の家計支出の推移

年	平均的な所得の労働者4人世帯		比較的高い所得の職員4人世帯		年金・社会扶助受給者2人世帯		全世帯	
	1970=100	%	1970=100	%	1970=100	%	1970=100	%
1950	64.5	−6.4						
1951	69.6	+7.9						
1952	71.0	+2.0						
1953	69.8	−1.7						
1954	69.9	+0.1						
1955	71.0	+1.6						
1956	72.8	+2.5						
1957	74.4	+2.2			71.5			
1958	75.9	+2.0			73.0	+2.1		
1959	76.7	+1.1			73.8	+1.1		
1960	77.8	+1.4			74.9	+1.5		
1961	79.6	+2.3			76.8	+2.5		
1962	81.9	+2.9	82.2		79.3	+3.3	81.6	
1963	84.4	+3.1	84.3	+2.6	82.1	+3.5	84.0	+2.9
1964	86.4	+2.4	85.9	+1.9	84.4	+2.8	85.9	+2.3
1965	89.3	+3.4	88.1	+2.6	87.8	+4.0	88.7	+3.3
1966	92.4	+3.5	91.0	+3.3	91.4	+4.1	91.9	+3.6
1967	93.8	+1.5	93.0	+2.2	92.7	+1.4	93.4	+1.6
1968	95.0	+1.3	95.1	+2.3	94.0	+1.4	94.9	+1.6
1969	96.9	+2.0	96.8	+1.8	96.8	+3.0	96.7	+1.9
1970	100.0	+3.2	100.0	+3.3	100.0	+3.3	100.0	+3.4
1971	105.1	+5.1	105.4	+5.4	104.7	+4.7	105.3	+5.3
1972	110.7	+5.3	111.1	+5.4	110.6	+5.6	111.1	+5.5
1973	118.2	+6.8	118.7	+6.8	118.5	+7.1	118.8	+6.9
1974	126.3	+6.9	127.1	+7.1	126.3	+6.6	127.1	+7.0
1975	134.0	+6.1	134.7	+6.0	134.7	+6.7	134.7	+6.0
1976	140.2	+4.6	140.7	+4.5	141.9	+5.3	140.8	+4.5
1977	145.3	+3.6	145.8	+3.6	146.7	+3.4	146.3	+3.9

(資料) Sozialbericht 1978.

ク以上の者は，労働者年金保険の場合男子が47%，女子が6%，職員年金保険の場合男子が77%，女子が21%である。両制度あわせて男子の場合約55%の者が1,000マルク以上の年金を受給している。男子の場合，これに企業年金[9]が上積みされればかなりゆとりのある生活ができる者が多いといえる。しかし，女子の場合両制度あわせて約6%しか1,000マルクを超える者がいない。そして100マルク未満の低額年金を受給している者も約6%いる。男子の場合は100マルク未満の年金を受給している者はわずか0.2%にすぎない。こうしたことから女子の年金についての改善が長い間検討されてきている。以上の状況は1979年1月1日現在のものである。

つぎに年金受給者世帯の家計支出の状況をみると，表6のとおり一般勤労者世帯の家計支出の伸びとほぼ同じ伸びを示しており，着実に生活水準が向上していることがわかる。しかし，年金受給者世帯の場合年金以外の収入が60歳の場合で年金の25%，65歳の場合で20%，70歳の場合で15%と少ないのと，ある一定額以上の年金に対して所得税が課せられるので，一般勤労者世帯のような弾力的な生活は望めない。

V 年金制度の課題と今後の展望

1. 年金制度の課題

西ドイツにおける年金制度の最大の課題は，現在の年金水準を維持，改善しながら年金保険財政

9) 企業年金の給付水準は，通常過去の収入の10~20%である。

をいかに安定的に保っていくかである。このために長期的な人口構成の変化や経済動向を綿密に予測しながら，弾力的な年金保険財政対策（財源対策および支出抑制策）を行なうとともに，雇用促進による就業者の増加と老齢失業者の減少を図ることが政策の中心となっている。

年金制度は，西ドイツ社会保障制度の最大の柱となっており，そのゆくえは社会保障制度全体の方向を示すともいえる。1978年において社会予算（広義の社会保障費用）に占める年金保険（労働者年金保険，職員年金保険，鉱山従業者年金保険）の費用の割合は32.1%である。これに公務員恩給，戦争犠牲者援護，その他の年金制度等の費用を加えると，約45%にもなる。1978年の社会報告(Sozialbericht 1978)では，1982年にはこの比率がやや低下する（30.2%）と予測されているが，まずこの比率が大きく変化することはないようである。1978年において社会予算の対国民総生産比は31.5%であるが，このうち10.5ポイントが年金保険の費用の比率である。この比率も1982年には9.2%に低下すると予測されている。

今後の年金制度の動向は，もっぱら受給者数の動向と年金保険財政の状況にかかっている。現在の年金水準を維持，改善していくことは最大の課題であるが，賃金の伸びや物価上昇との関係で実質的水準が低下することも考えられる。とくに低額年金受給者にとっては，かなり思い切った措置が講じられないかぎり，今後厳しい状況となるであろう。受給者間の年金水準格差の是正もそうした意味で重要であるが，厳しい年金保険財政状況の下でどの程度それが可能であるか，現在予測はできない。

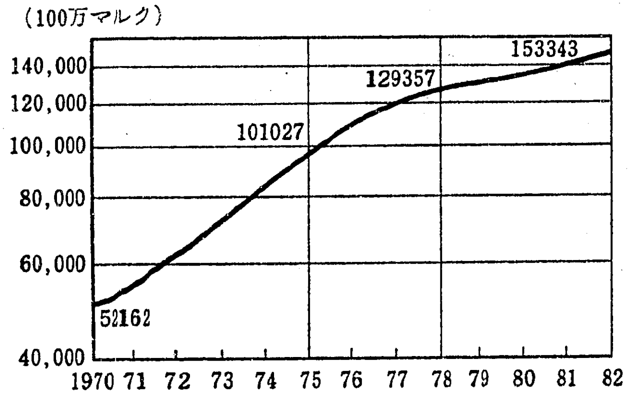

(資料) Sozialbericht 1978.

図　年金保険の費用の推移（1970—1982年）

表 7　年金保険（労働者年金保険・職員年金保険・鉱山従業者年金保険）の財政状況

（単位：100万マルク）

区　分	1975年	1976年	1977年	1978年	1982年
収　入	101,644	108,694	115,132	121,447	159,015
支　出	101,027	114,672	124,681	129,357	153,343
収支差引	＋　617	−5,978	−9,549	−7,910	+5,671

(注) 1978年と1982年は予測。
(資料) Sozialbericht 1978.

2. 年金保険財政の見通し

1982年までの短期的な年金保険財政の見通しは，1978年社会報告で行なわれており，それはほぼ予測どおりになるであろうとみられている。ただ年金保険の費用の動向は図に示されているようなものになるであろうが，果たして年金保険財政が好転するところまでいくかどうか。年金保険の3つの制度をあわせた財政計算（予測）では，表7のとおり1978年には赤字が少し減少し，1982年には逆にかなりの黒字になると予測されている。

また，長期的な見通しでは政府が1979年の年金調整報告（1979年3月28日に政府によって承認された）に基づき，1993年までは財政的安定が確保されるとの見解を明らかにしているのに対して，種々の議論が行なわれている。同報告は，毎年5，6，7%の賃金上昇と0.3，0.5，0.7%の就業者数の増加がある場合を前提として年金保険財政の安定的見通しを立てているが，同報告でも長期的には賃金上昇率は5%以下と予測されており，就業者数や保険料率の今後の見通しからすると保険料収入の伸びをそれほど期待できず，連邦補助金に終局的には大きく依存しなければならないことになる。1978年において年金保険財源の20.3%を占めている連邦補助金は将来30%以上にならなければならない計算になっている。

こうしたことから就業者数，経済成長，人口構成，年金支出などの見通しの点から政府の見解に対する反論があり，今後の年金保険財政のあり方について種々の提案が行なわれている。